指宿市パブリック・コメント制度の流れ

市	○対象となる計画等の案の作成

↓

市	○計画等の案を公表 ○広く市民から意見等を募集（30 日以上）

公表するもの	公表の方法
○必ず公表するもの ・当該計画等の案 ○その他の資料（公表に努める） ・計画等の案の概要 ・計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景 ・その他必要な事項	○必ず行うもの ・市のホームページに掲載 ・主管課における閲覧 ○必要に応じて行うもの ・各支所における閲覧 ・報道機関への提供 ・広報紙への掲載

↓

市民	公表された案に対して意見等を提出

・提出方法：郵便、ファクシミリ、電子メール等（実施機関が指定）
・住所、氏名、連絡先等を明記

↓

市	提出された意見等を考慮して計画等を決定

↓

市	決定した計画等の内容等を公表

公表するもの	公表方法
・計画等の内容 ・提出された意見等の概要 ・該当意見等に対する実施機関の考え方等 ・計画等の案を修正した場合は、修正の内容及びその理由	・市のホームページに掲載 ・主管課における閲覧